

令和元年 8 月 9 日

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止対象業者及び住所

番号	被告発会社	本社所在地
1	株式会社フソウ	香川県高松市郷東町 792 番地 8

2. 指名停止の期間

令和元年 8 月 10 日から令和 2 年 8 月 9 日まで (12 ヶ月)

3. 指名停止の理由

(六ヶ所村建設業者等指名停止要領運用基準)

代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)。 ※基準 14

(内容)

同社は、福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の入札に関し、業者間で談合を行ったとして、平成 31 年 4 月 3 日、同社の使用人が逮捕されたため。

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止対象業者及び住所

番号	被告発会社	本社所在地
1	株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町 8 番 27 号

2. 指名停止の期間

令和元年 8 月 10 日から令和 2 年 8 月 9 日まで (12 ヶ月)

3. 指名停止の理由

(六ヶ所村建設業者等指名停止要領運用基準)

業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)。基準12

(内容)

同社は、アスファルト合材の販売に関して、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、令和元年 7 月 30 日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたため。